

綾瀬市立学校施設の運動施設開放に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、綾瀬市立学校施設の開放に関する条例施行規則（平成26年綾瀬市教育委員会規則第8号。以下「規則」という。）第15条の規定に基づき、綾瀬市立学校施設の開放に関する条例（平成26年綾瀬市条例第21号。以下「条例」という。）第2条に規定する開放施設のうち、体育館、武道場、校庭及び校庭照明施設（以下「運動施設」という。）の利用に関し、必要な事項を定めるものとする。

(開放日及び開放時間の確認)

第2条 規則第4条第2項に規定する教育委員会が指定する日は、利用日程調整会議（以下「調整会議」という。）開催月の前々月の25日（日曜日、土曜日又は祝日等の休日（以下「休日」という。）にあたる場合は、その直前の休日ではない日）とする。

2 学校長は、前項に規定する日以降に学校教育上開放日を変更する必要が生じた場合は、速やかにスポーツ課長に通知するものとする。

(運動施設利用運営協議会の役員)

第3条 規則第12条に規定する運動施設利用運営協議会（以下「運営協議会」という。）に次の役員を置く。

（1）会長 1名

（2）副会長 1名

（3）書記 若干名

2 前項の役員は、登録団体の代表者の互選により定める。

3 会長は、会務を総括し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

5 書記は、運営協議会の庶務を掌理する。

(団体登録の有効期間)

第3条の2 利用者登録の有効期間は、利用者登録をした日から2年以内であって教育委員会が定める期間とする。

(調整会議の開催)

第4条 運営協議会は、3月、6月、9月及び12月に調整会議を開催し、運動施設の利用について、登録団体の利用に係る日程調整を行う。

2 運営協議会は、調整会議の結果に基づき、翌月以降3か月間の施設別予約表を作成する。

3 調整会議は、当該開催月の1日から14までの間に開催するものとする。
(運営協議会による利用申請等)

第5条 運営協議会の会長は、前条の施設別予約表及び運営協議会出席者名簿・利用状況報告書（別記様式）を添え、会議終了後3日以内（申請期限の日が休日にあたる場合は、その直前の平日まで。ただし、3日以上休日が連続する期間中又はその直前の日に調整会議を開催し、提出期限の日が当該期間中にあたる場合は、その直後の平日とする。）に教育委員会に提出することで利用申請を行ったものとみなす。

2 教育委員会は、前項の規定により利用申請が行われたときは登録団体ごとに利用の許可又は不許可を決定し、許可するときは当該許可に基づき算定した使用料と併せて通知する。

3 利用の許可を受けた場合の使用料は、利用する月ごとに納付するものとする。

4 スポーツ課長は、3か月間の利用の許可について学校ごとに施設別予約表を作成し、校長に送付する。

(調整会議後の随時申請等)

第6条 登録団体は、第5条の調整会議後の運動施設の空き日について、調整会議開催月の20日から利用日の3日前までに随時利用の申請（以下「随時申請」という。）をすることができる。

2 使用料の納付は、利用申請ごとに納付するものとする。

(使用料の納付期限)

第7条 使用料の納付期限の日は、次の各号に定めるとおりとする。ただし、納付書による支払いの納付期限の日が休日にあたる場合は、その直前の平日とする。

(1) 運営協議会による利用許可の場合 当該利用月の利用初日の前日

(2) 隨時申請による利用許可の場合 利用日の前日

(使用料の還付手続等)

第8条 規則第14条の使用料の還付申請は、利用を予定していた日の翌日から起算して14日以内（申請期限の日が休日の場合は、その直前の平日。）にスポーツ課において行うものとする。

(利用日等の変更等)

第9条 運動施設の利用の許可を受けた登録団体（以下「利用団体」という。）は、

利用日若しくは利用時間を変更又は中止（以下「利用日等の変更等」という。）をしようとするときは、利用日の前日から起算して7日前（休日にあたる場合は、その直前の平日。）までにスポーツ課に申し出るものとする。

2 利用日等の変更等は、1利用日1回限りとする。

（鍵の貸与等）

第10条 利用団体は、運動施設の利用にあたり、利用開始前に市民スポーツセンターで鍵の貸与を受けるものとする。

2 利用団体は、利用が終了したときは利用日当日に鍵を返却しなければならない。

3 鍵の貸与を受けた利用団体は、鍵を適正に管理するものとし、紛失した場合は利用団体の責任において鍵の交換等に係る費用の全額を負担するとともに、その他一切の責任を負うものとする。

（利用できる種目等）

第11条 運動施設において利用できる運動種目は、学校ごとに別に定める。

2 運動施設における新たな運動種目の利用の可否等、利用の許可に関し疑義が生じたときは、スポーツ課長は利用団体から利用形態等を聴取し、当該運動施設の学校長と協議し利用の許可又は不許可を決定する。

（雨天等による利用の中止）

第12条 利用団体の管理指導員は、雨天等による校庭の状態を確認し、利用することにより学校教育に支障が生じるおそれがある場合は利用を中止しなければならない。

2 利用団体は、利用を中止した場合は速やかに利用を中止した旨をスポーツ課に連絡するものとする。この場合において、連絡が休日又は閉庁時間にあたるときは市民スポーツセンターに連絡するものとし、その後の日にスポーツ課に連絡のうえ、規則第14条の規定による還付申請又は利用日の変更の手続きを行うものとする。

（利用団体の遵守事項）

第13条 利用団体は、条例及び規則の規定を遵守するため、利用時間中、代表者又は管理指導員が立ち会い、管理し監督しなければならない。

（委任）

第14条 この要綱に定めるもののほか、運動施設の開放に係る運用について、必要な事項は教育委員会が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成26年10月1日から施行する。

(準備行為)

2 この要綱の規定による利用許可の申請その他必要な準備行為は、この要綱の施行の日前に行うことができる。

(綾瀬市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する要綱の廃止)

3 綾瀬市立小学校及び中学校の体育施設の開放に関する要綱の廃止（平成19年4月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、令和8年1月30日から施行する。